

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の概要（産業医関係）

平成 29 年 3 月 31 日「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」(基発 0331 第 68 号)

現 行

- 現在、労働安全衛生法令では、以下を義務付けている。
 - 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。（労働安全衛生規則第 15 条）
 - 事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康保持に必要な措置について、医師等からの意見を聴取する。（労働安全衛生法第 66 条の 4、労働安全衛生規則第 51 条の 2 ほか 8 省令 8 条文）
 - 事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超える労働者について、当該労働者からの申出に基づいて 医師による面接指導を行う。（労働安全衛生法第 66 条の 8、労働安全衛生規則第 52 条の 2）

改正の内容

（労働安全衛生規則第 15 条関係）

産業医の定期巡視の頻度の見直し

- 少なくとも毎月 1 回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月 1 回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも 2 月に 1 回とすることを可能とする。
 1. 衛生管理者が少なくとも毎週 1 回行う作業場等の巡視の結果
 2. 1 に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

（労働安全衛生規則第 51 条の 2 ほか 8 省令 8 条文関係）

- 事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。

長時間労働者に関する情報の産業医への提供

（労働安全衛生規則第 52 条の 2 関係）

- 事業者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。